

日本安全教育学会における特別研究の実施に関する規程

(趣旨)

第1条 日本安全教育学会（以下、「学会」とする）は、学会会則第18条に基づき、学校、子ども、高齢者及びその他の安全教育に関する調査研究並びに安全教育学領域の研究の発展に資することを目的に、特別委員会を設置し特別研究を行うにあたり、必要な事項を定める。

(内容)

第2条 特別研究の内容は、次の事項とする。

- (1) 安全教育の実践に関連する調査研究
- (2) 安全教育に関する学術的な研究
- (3) その他の安全教育に関する研究

(委嘱の方法)

第3条 特別研究は、会員を対象に特別研究を行う研究代表者を公募し、応募者の中から理事会で決定する。

(委員会の構成)

第4条 特別研究を行う研究代表者は、特別研究の推進のために特別委員会を組織する。

2. 特別委員会の委員長は、研究代表者が務めるものとする。
3. 特別委員会は原則として学会会員から構成するものとする。ただし必要に応じて学会会員以外の行政関係者、研究者、研究団体、学校の教職員等を加えて構成することができる。

(研究期間)

第5条 研究期間は、原則として2年間とする。ただし、必要に応じて研究期間を更新することができる。

(研究費)

第6条 学会は特別研究を推進するための研究費の一部を支出するものとする。

(成果の発表)

第7条 成果は、適切な時期の年次学会（大会）等で発表するとともに、学会誌「安全教育学研究」に掲載し、報告するものとする。その際は、日本安全教育学会誌投稿規定に則る。

(本規程の発効)

本規程は、平成21年9月20日を以って発効する。

本規程は、平成30年9月8日一部改正し、同日より発効する。